

令和3年4月5日  
県民生活環境部環境政策課長 佐藤 隆史  
(担当：課長補佐 市岡 内線 2943)

栃木県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス  
検査陽性に係る野鳥監視重点区域の指定解除について

＜環境省、栃木県、群馬県、埼玉県同時発表＞

栃木県栃木市の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出を受け、環境省が野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視の強化をしてきたところですが、その後、当該区域内で野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、4月2日（金）24時に当該区域の指定が解除されました。

1. 経緯

①死亡野鳥（栃木市：ハヤブサ）

- 2月 15日(月) ・栃木市でハヤブサ1羽の死亡個体を回収
  - ・簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応
  - ・環境省が回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 2月 22日(月) ・農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が検出
- 2月 25日(木) ・本県が野鳥緊急調査を実施（異常なし）
- 4月 2日(金) 24時 ・野鳥において異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域の指定を解除※

②死亡野鳥（栃木市：ノスリ）

- 3月 3日(水) ・栃木市でノスリ1羽の死亡個体を回収
  - ・簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応
  - ・環境省が回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 3月 12日(金) ・農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が検出
- 4月 2日(金) 24時 ・野鳥において異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域の指定を解除※

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として30日目の24時に解除することとしています。

- －野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- －家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- －環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする

また、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が重なる場合は、最後の区域が解除されるときに同時に解除することとしています。①及び②の野鳥監視重点区域の範囲が重なるため、②の死亡野鳥回収日（3月3日）の次の日を1日目として、30日目の24時に解除されました。

## 2. 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、引き続き最高レベルとなる「対応レベル3」のままであることから、本県においても野鳥の監視強化を継続します。

### 【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

環境省HP ([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

県自然環境課HP

(<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/chojyuhogo/shibo.html>)